

第 3 期

(平成24年度～平成26年度)

滝 障

川 が

市 い

福

祉

計

画



目 次

I	計画の概要	1
II	障害者自立支援法一部改正法の概要	3
1	障害者自立支援法一部改正法とは	3
2	支援体制のイメージ図	5
3	サービスなどの概要	6
(1)	障がい福祉サービス	6
(2)	計画相談支援・地域相談支援	8
(3)	地域生活支援事業	9
III	障がい者を取り巻く現状	13
1	障がい者の現状	13
2	障がい福祉サービス等利用の現状	15
(1)	訪問系サービス	15
(2)	日中活動系サービス	16
(3)	居住系サービス	18
(4)	地域生活支援事業	21
IV	計画推進のための基本的事項	22
1	目標設定に向けての基本方針	22
2	数値目標の設定	24
(1)	施設入所者について	24
(2)	入院中の精神障がい者について	25
(3)	指定障がい福祉サービスについて	25
(4)	指定計画相談支援・指定地域相談支援について	27
(5)	一般就労移行について	28
(6)	地域生活支援事業について	28

V サービスの見込量	31
1 指定障がい福祉サービスのサービス見込量	31
2 計画相談支援・地域相談支援の見込量	32
3 地域生活支援事業のサービス見込量等	33
VI サービス見込量の確保	35
VII 計画の推進と評価および見直し	36

【参考】

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	37
第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	38
第1期および第2期滝川市障がい福祉計画におけるサービス実績	
1 指定障がい福祉サービスのサービス実績	39
2 地域生活支援事業のサービス実績	40
滝川市地域自立支援ネットワーク会議・第3期障がい福祉計画策 定メンバーからの意見・要望等	42
滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿	45
滝川市地域自立支援ネットワーク会議委員名簿 第3期障がい福祉計画策定メンバー	46
滝川市保健医療福祉推進市民会議及び滝川市地域自立支援ネット ワーク会議の開催経過	47
滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	48
滝川市地域自立支援ネットワーク会議設置要綱	51

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、滝川市障がい者計画の基本理念「ノーマライゼーション思想が浸透した社会の実現」並びに北海道障がい福祉計画の基本理念「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を踏まえ、障がい者などが地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の実態を把握した上で、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の性格および位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定する障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された本市の基本計画である「滝川市障がい者計画」の中で、生活支援における3年間の実施計画と位置付けられるものです。

本計画は、平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知第0108001号「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」並びに北海道が示した「第3期障がい福祉計画作成指針」を踏まえて策定しています。

また、「北海道障害者基本計画（平成15～24年度）」および「第3期北海道障がい福祉計画（平成24～26年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成20～24年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画の指針として策定します。

3. 計画期間

障がい福祉計画は3年間で計画期間として策定します。滝川市では、これまで平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「第1期滝川市障がい福祉計画」を平成19年3月に、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする「第2期滝川市障がい福祉計画」を平成21年3月に策定しました。

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間で、第3期の計画として位置付けられます。

なお、現在国では、平成25年8月までに障害者総合福祉法（仮称）の実施を予定していますので、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行います。

4. 計画策定の体制

障がい福祉計画の策定に当たっては、障がい者団体などを始め、事業者および雇用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の総括機関と位置付けて計画案の諮問を行うとともに、障害者自立支援法第88条第6項の規定に基づき、本市の自立支援協議会として平成21年度に設置した「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」において、計画素案に係る専門的な意見の聴取および検討を行いました。

市民会議およびネットワーク会議に配布した資料や開催内容の要旨については、滝川市公式ホームページにて公開しました。

Ⅱ 障害者自立支援法一部改正法の概要

1. 「障害者自立支援法一部改正法」とは

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、障害者自立支援法について、次の見直しが行われました。

○利用者負担の見直し

利用者負担について、応能負担の原則を明確化するとともに、障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して負担の軽減を図ることとしました。

○障がい者の範囲の見直し

発達障がいも障害者自立支援法の対象となることを明確化しました。

○相談支援の充実

相談支援体制の強化を図るため、障がい者の総合的な相談などを行う基幹相談支援センターの設置や関係機関や団体などで構成する自立支援協議会の活性化を図るとともに、これまで補助事業として実施してきた地域移行支援や地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取り組みを強化することとしました。

また、障がい福祉サービスの支給決定プロセスを見直し、事前にサービス等利用計画案を作成して支給決定の参考にするるとともに、重度障がい者などに限定されている利用計画作成対象者の大幅な拡大を図ることとしました。

さらに、成年後見制度利用支援事業について、市町村の地域生活支援事業の必須事業としました。

○障がい児支援の強化

障がい児支援について、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実することとし、これまで障がい種別ごとに分かれていた施設を一元化し、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行するとともに、就学している障がい児に対する放課後等デイサービスや保育所などに通う障がい児に対する保育所等訪問支援を創設しました。

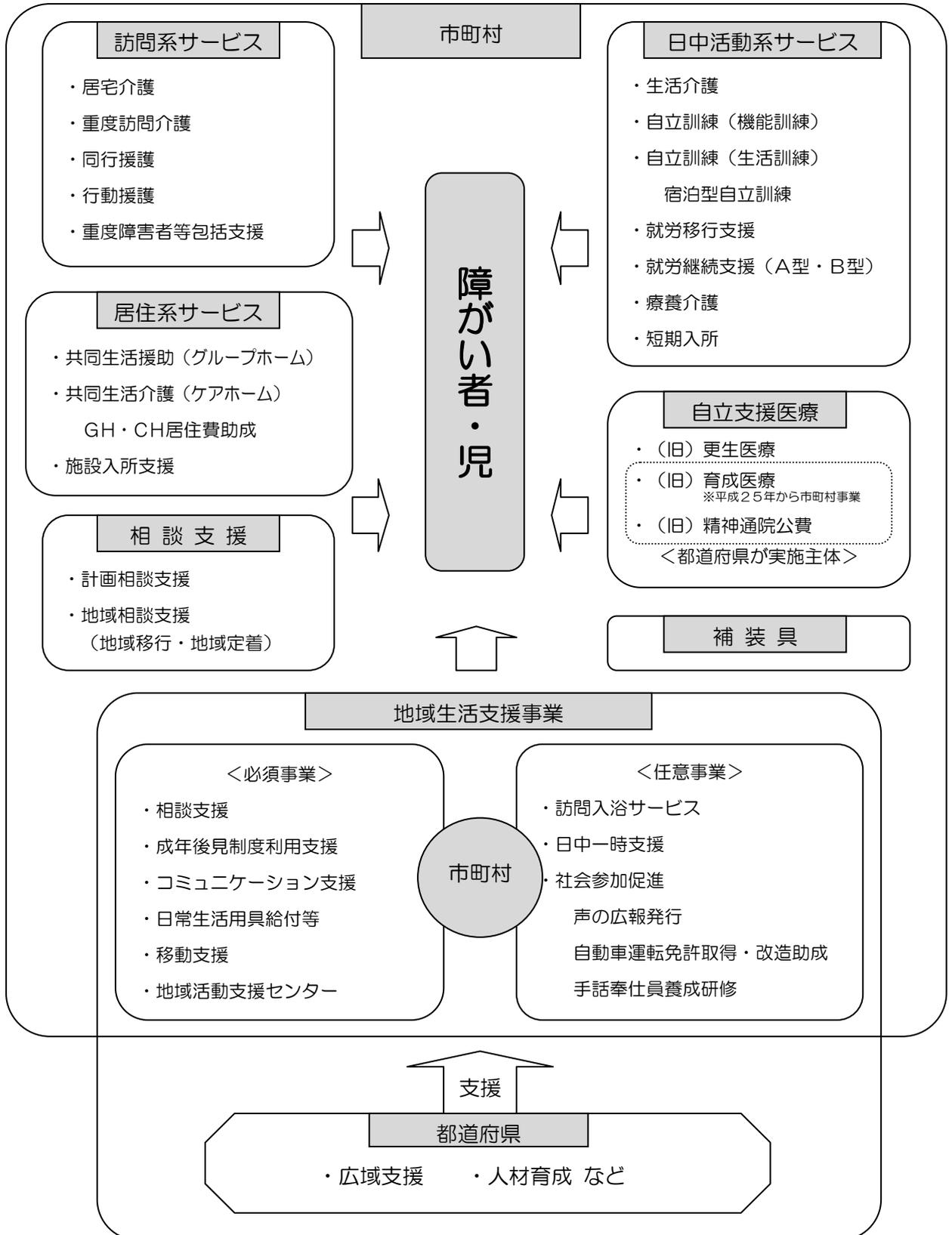
また、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障がい児施設入所者の日中活動については障害者自立支援法で対応することとし、障がい福祉サービスの適切な提供と支援の継続性を確保することとしました。

○地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホームを利用する際の居住費用の助成を行うこととしました。

また、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスとして同行援護を創設しました。

2. 支援体制のイメージ図



3. サービスなどの概要

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。さらに入所して利用するサービスは、24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしに転換していくため、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれます。

① 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

◆居宅介護

居宅において、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

*障害程度区分1以上

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護の必要な障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護などや外出時における移動中の介護など総合的な援助を行います。

*次のいずれにも該当する者

・障がい程度区分4以上

・二肢以上に麻痺がある

・障がい程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている

◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

*同行援護アセスメント票および同行援護対象者（夜盲等）に係る意見書の基準を満たす者

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者などで常時介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの援助を行います。

*障がい程度区分3以上

*障がい程度区分の認定調査項目のうち、行動障がいやコミュニケーションおよびてんかんに関する12項目中の合計点数が8点以上のいずれにも該当する者

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者などで介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護その他の支援を包括的に行います。

* 重度訪問看護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある者

* 障がい程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上の強度行動障がいのある者

② 日中活動系サービス

障がい者の昼間の活動を支援するサービスを行います。

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会などを提供します。

* 障がい程度区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）、51歳以上の場合は障がい程度区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上などのため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上などのため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

・宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事など自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な人に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

- *ASL患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障がい程度区分6の者
- *筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者で、障がい程度区分5以上の者

◆短期入所

居家で介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者などに、施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

- *障がい程度区分1以上

③ 居住系サービス

障がい者に住まいの場と各種サービスを提供します。

◆共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、主に夜間に共同生活を営む住居で、相談のほか、日常生活上の援助を行います。

◆共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

- *障がい程度区分2以上

・グループホーム・ケアホーム居住費助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、市民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームまたはケアホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

- *障がい程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

(2) 計画相談支援・地域相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画を作成したり、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援

施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な障がい者に、支給決定時にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに利用計画の見直しを行います。

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

施設や病院に長期間入所などをしてきた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。

イ 地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談などのサポートを行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために市が主体となって取り組む事業です。

① 必須事業

◇相談支援事業

地域の障がい者などの福祉に関する様々な問題について、障がい者などの保護者または障がい者などの介護を行う人からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて指定障がい福祉サービス事業者などとの連絡調整その他の総合的な援助を行います。

また、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向などを考慮し、利用するサービスの種類、内容などを定めた計画を作成するとともに、計画に基づく障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整を行います。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる障がい者が、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用および後見人などの報酬を助成します。

◇コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能など、意志疎通を図ることに支障がある障がい者などに、仲介する手話通訳者の派遣などを行い、意志疎通の円滑化を図ります。

◇日常生活用具給付等事業

重度障がい者などに、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などが円滑に外出することができるよう、障がい者などの移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者などに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。

② 任意事業

◇訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者などの日中における活動の場を確保、提供し、障がい者などの家族の就労支援および障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

◇社会参加促進事業

ア 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体などの広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

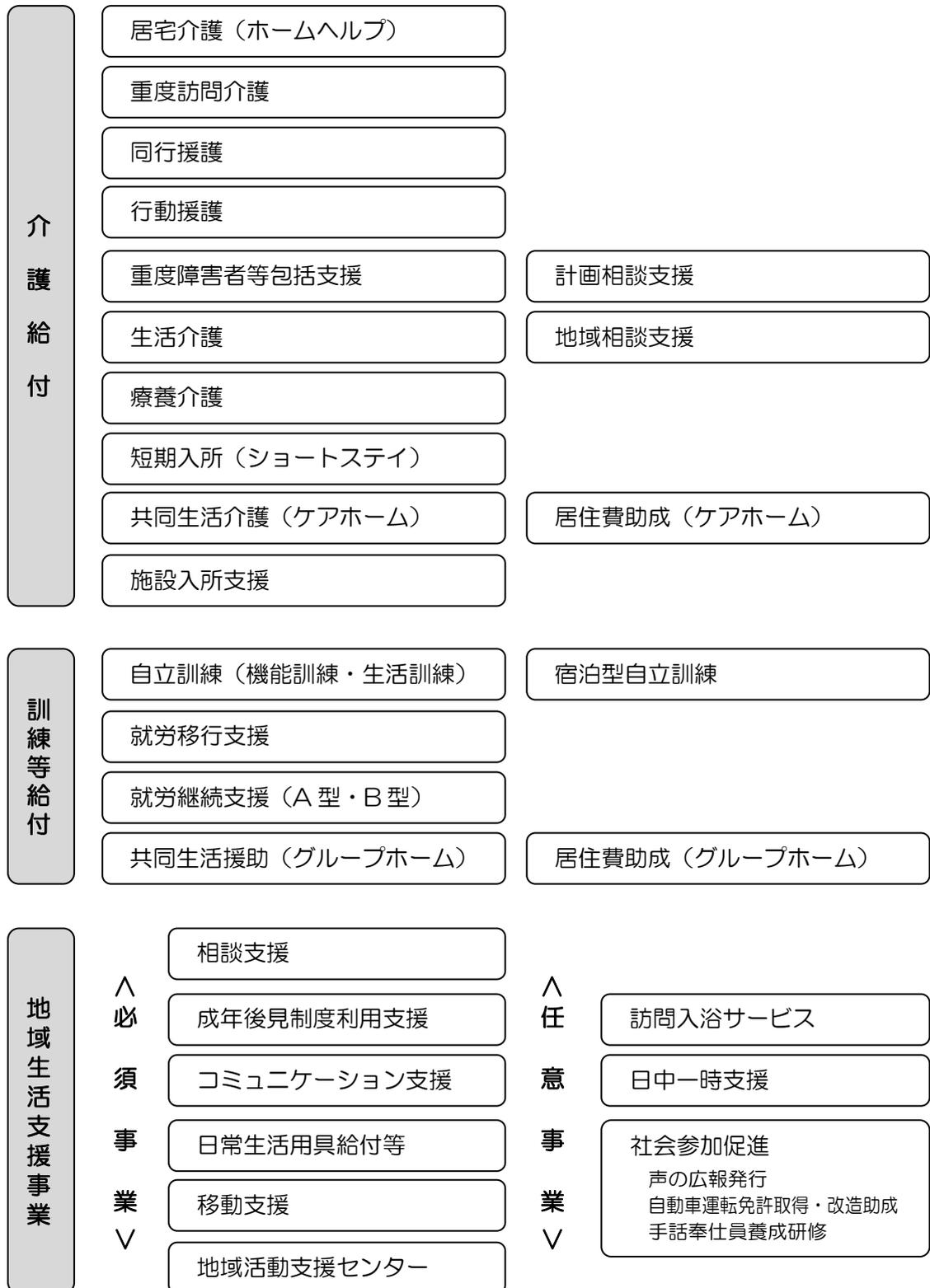
イ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ウ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者などとの交流活動を促進するため、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■ 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



○介護給付

障がい程度が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護支援を行うものです。

○訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行うものです。

○地域生活支援事業

地域の社会資源の状況や地理的条件、利用者の状況に合わせて事業の詳細を決定し、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を効率的・効果的に行うもので、市町村が行うものと都道府県が行うものがあり、必須事業と任意事業があります。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している常時介護が必要な方は、日中活動系サービスの生活介護事業と居住系サービスの施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は日中活動系サービスを利用し続けることが可能です。

<日中活動の場>

以下から1または複数の事業を選択

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・地域活動支援センター（地域生活支援事業）



<住まいの場>

- ・施設入所支援
- または
- ・居住支援
（ケアホーム・グループホーム）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

Ⅲ 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の現状

本市の身体障がい、知的障がいおよび精神障がいに係る身体障害者手帳などの交付数は、次のとおりとなっています。

(1) 各年度の手帳所持者数の比較

<身体障害者手帳：人>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳以上	2,576	2,469	2,556
18歳未満	28	29	27
計	2,604	2,498	2,583

<療育手帳：人>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳以上	270	270	266
18歳未満	69	62	62
計	339	332	328

<精神障害者保健福祉手帳：人>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全 体	171	182	214

(参考 精神障害者通院医療費公費負担者数：延人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全 体	511	492	518

(2) 等級別所持者数 (平成23年3月末現在)

<身体障がい者数 ~ 障がい別身体障害者手帳所持者：人>

等級 障がい名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	59	36	17	9	22	18	161
聴覚・平衡	2	52	27	97	1	72	251
言語・音声	0	3	6	11	0	0	20
肢体	292	342	257	415	180	83	1,569
内部	318	8	75	127	0	0	528
計	671	441	382	659	203	173	2,529

<身体障がい児数 ~ 障がい別身体障害者手帳所持者：人>

等級 障がい名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	1	0	0	0	0	0	1
聴覚・平衡	0	0	0	1	0	1	2
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	8	3	3	2	0	0	16
内部	7	0	1	0	0	0	8
計	16	3	4	3	0	1	27

<知的障がい者(児)数：人>

区分	A判定 (最重度・重度)	B判定 (中度・軽度)	計
療育手帳所持者数	127 (24)	201 (38)	328 (62)
新規交付者数	2 (1)	8 (4)	10 (5)

<精神障がい者数：人>

等級	人数
1級	32
2級	119
3級	63
計	214

(3) 障害者自立支援認定区分別障がい者数（平成24年1月末現在）

障がい程度区分	人 数 (人)
区 分 1	16
区 分 2	50
区 分 3	40
区 分 4	34
区 分 5	33
区 分 6	41
計	214

2. 障がい福祉サービス等利用の現状（平成23年10月利用分）

(1) 訪問系サービス

(滝川市内)

サ ー ビ ス 種 別	施 設 名	利用者数(人)
居宅介護	滝川市社会福祉協議会	27
〃	ジャパンケア滝川	4
同行援護	滝川市社会福祉協議会	1
行動援護	滝川市社会福祉協議会	1
合 計		33

(滝川市外)

サ ー ビ ス 種 別	施 設 名	利用者数(人)
居宅介護	らいとくらぶ（札幌市）	1
行動援護	奈井江学園	2
〃	サポートセンターぼけっと（札幌市）	1
〃	ヘルパーステーションおんぶ（札幌市）	1
合 計		5

(2) 日中活動系サービス

(滝川市内)

サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	滝川ほほえみ工房	14
就労移行支援	滝川ほほえみ工房	6
就労継続支援 (B型)	若草友の会共同作業所	23
〃	滝川ほほえみ工房	17
(旧法支援)	滝川更生園	21
(旧法支援)	滝川新生園	13
児童デイサービス	滝川市こども発達支援センター	67
合 計		161

(滝川市外)

サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	共栄 (北広島市)	2
〃	銀山学園 (仁木町)	1
〃	旭川ねむのきの園	1
〃	旭川美景園	1
〃	北の峯学園 (富良野市)	1
〃	大雪の園 (鷹栖町)	1
〃	ふみだす (伊達市)	1
〃	陽風 (長沼町)	1
〃	雪の聖母園 (月形町)	3
〃	おにしか更生園 (小平町)	4
〃	風連別学園 (初山別村)	1
〃	光生舎虹の里デイサービスセンター	3
〃	あかとき学園 (深川市)	2
〃	ライフサポート美唄	6
〃	厚田はまなす園 (石狩市)	1
〃	新しのつ幸生園	2
〃	光生舎フーレビラ	2
〃	札幌自閉症センター	1
〃	札幌光の森学園	1
〃	光生舎ワークショップ	1
〃	光生舎クリーナース	1

サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	樽前かしわざい園（苫小牧市）	1
〃	ないえ	6
〃	北海道拓明興社（奈井江町）	1
〃	光生舎メディックエル	3
〃	光生舎虹の里	4
〃	雨竜暑寒の里	4
〃	札幌ワークセンター	1
〃	永光（苫小牧市）	1
〃	富門華寮（安平町）	1
〃	パシオ（美唄市）	1
〃	ひかり（新十津川町）	4
〃	愛灯学園（帯広市）	1
〃	北広島リハビリ厚生部	1
〃	砂川希望学院	8
〃	デイサポート夢（砂川希望学院）	6
〃	デイサポート優（砂川希望学院）	1
（旧法支援）	くびどハイム（岩見沢市）	1
（旧法支援）	光の里学園（今金町）	1
（旧法支援）	第二希望学園（旭川市）	1
（旧法支援）	南富良野からまつ園	1
（旧法支援）	こまくさ学園（紋別市）	1
（旧法支援）	余市豊浜学園	1
療養介護	旭川医療センター	1
自立訓練（機能訓練）	パシオ（美唄市）	1
自立訓練（生活訓練）	あかとき学園（深川市）	1
〃	くるみ（砂川市）	2
〃	晩生内ワークセンター（浦臼町）	1
宿泊型自立訓練	旭川通勤寮サポート22	1
就労移行支援	ワークス翔（札幌市）	1
〃	岩見沢光明舎	1
〃	砂川希望学院	1
就労継続支援（A型）	光生舎クリーン・セブン	2
〃	アイティーワークス札幌	1
就労継続支援（B型）	リハビリー・おおぞら（札幌市）	1
〃	くるみ（砂川市）	2

サービス種別	施設名	利用者数(人)
就労継続支援（B型）	光生舎エルムソーイング	4
〃	工房 赤平虹の架け橋	1
〃	就労支援センター青空（深川市）	3
〃	くびどワークショップ（岩見沢市）	2
〃	光生舎ライトプラザ	11
〃	みのりの苑（新篠津村）	1
〃	ワークステーションシーウインド（小樽市）	1
〃	ねむの木神居（旭川市）	1
〃	すまっしゅ（奈井江町）	2
〃	光生舎ワークショップⅡ	2
〃	フレーバーカントリー（新十津川町）	1
〃	おとわ（音更町）	1
〃	ミルト（新冠村）	1
〃	ワークハウスひまわり（旭川市）	1
〃	砂川希望学院	1
〃	デイサポート優（砂川希望学院）	2
（旧法支援）	星の広場（芦別市）	4
（旧法支援）	剣淵北の杜舎	1
短期入所	北海道療育園（旭川市）	1
〃	奈井江学園	2
〃	砂川希望学院短期入所事業所	2
〃	光生舎虹の里短期入所	2
〃	新しのつ幸生園	1
合 計		151

（3）居住系サービス

（滝川市内）

サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活介護（ケアホーム）	ほのぼのハウス	9
共同生活援助（グループホーム）	ほのぼのハウス	6
合 計		15

(滝川市外)

サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活介護（ケアホーム）	あしり（札幌市）	1
〃	地域支援センターゆう（小樽市）	1
〃	ねむのきグループホーム（旭川市）	1
〃	だて地域生活支援センター（伊達市）	1
〃	爽やかネットワーク（美唄市）	1
〃	のぞみ荘（砂川市）	3
〃	農夫の家（浦臼町）	2
〃	ケアホームメイプル（赤平市）	6
〃	指定事業所すずらん（深川市）	3
〃	くるみ寮（札幌市）	1
〃	みどり荘（奈井江町）	2
〃	きらり（芦別市）	1
〃	GH・CH 地域生活支援（初山別村）	1
〃	ホームピンネ（新十津川町）	7
〃	光明舎フレンズ（岩見沢市）	1
〃	地域生活支援あとり（小平町）	1
〃	伏古の里（帯広市）	1
（旧法支援）	ドミトリー元町（札幌市）	1
共同生活援助（グループホーム）	あかつき寮（剣淵町）	1
〃	どんぐり（砂川市）	6
〃	ケアホームメイプル（赤平市）	2
〃	すずらん（芦別市）	1
〃	博友荘（赤平市）	1
〃	さくら荘（富良野市）	1
〃	きらり（芦別市）	1
〃	らぼーる（新冠町）	1
施設入所支援	ふれあいの苑（新篠津村）	1
〃	共栄（北広島市）	2
〃	北広島リハビリー構成部	1
〃	銀山学園（仁木町）	1
〃	旭川ねむのきの園	1
〃	旭川美景園	1
〃	北の峯学園（富良野市）	1
〃	大雪の園（鷹栖町）	1

サービス種別	施設名	利用者数(人)
施設入所支援	おとわ（音更町）	1
〃	くびどワークショップ（岩見沢市）	2
〃	陽風（長沼町）	1
〃	雪の聖母園（月形町）	3
〃	おにしか更生園（小平町）	3
〃	光生舎エルムソーイング	4
〃	あかとき学園（深川市）	3
〃	厚田はまなす園（石狩市）	1
〃	新しのつ幸生園	1
〃	光生舎フーレビラ	2
〃	札幌光の森学園	1
〃	光生舎ワークショップ	1
〃	光生舎クリーナーズ	1
〃	樽前かしわぎ園（苫小牧市）	1
〃	ないえ	6
〃	北海道拓明興社（奈井江町）	1
〃	光生舎メディックエル	3
〃	ライフサポート美唄	6
〃	光生舎虹の里	4
〃	雨竜暑寒の里	4
〃	札幌ワークセンター	1
〃	永光（苫小牧市）	1
〃	富門華寮（安平町）	1
〃	パシオ（美唄市）	2
〃	砂川希望学院	9
（旧法支援）	くびどハイム（岩見沢市）	1
（旧法支援）	光の里学園（今金町）	1
（旧法支援）	第二希望学園（旭川市）	1
（旧法支援）	南富良野からまつ園	1
（旧法支援）	こまくさ学園（紋別市）	1
（旧法支援）	余市豊浜学園	1
合 計		127

注）（１）～（３）の施設名は、国保連合会に登録している名称です。

(4) 地域生活支援事業

(滝川市内)

サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	滝川市社会福祉協議会	1
〃	ジャパンケア滝川	1
地域活動支援センター	滝川市身体障害者福祉センター	24
訪問入浴サービス	三井ヘルスサービス滝川営業所	1
日中一時支援事業	滝川ほほえみ会	4
合計		31

(滝川市外)

サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	サポートセンターぼすと (奈井江町)	4
〃	愛和福祉会芦別共同生活支援事業	1
〃	わーかーびいー (札幌市)	1
〃	札幌報恩会サポート91	1
〃	ホホエム (北広島市)	1
地域活動支援センター	くるみ会 (砂川市)	17
日中一時支援事業	砂川希望学院短期入所事業所	2
〃	明和会 (新十津川町)	7
合計		34

IV 計画推進のための基本的事項

1. 目標設定に向けての基本方針

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期および第2期計画の実績や地域の障がい福祉サービス利用者の現状を踏まえることを基本とします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国では、地域生活への移行を進める観点から、平成26年度末の施設入所者数について、平成17年10月1日時点の人数より1割以上減少させることを目標に掲げています。

また、北海道は、入所施設の利用割合が全国平均の2倍であり、入所施設への依存度が高いという現状を踏まえ、平成26年度末の施設入所者数が第1期障がい福祉計画時点の人数より18%以上減少することを目標としています。

本市としても、地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、北海道の目標に沿った目標値を設定します。

(2) 地域移行者の居住の場の確保と訪問・日中系サービスの提供

退所や退院によって地域で暮らすためには、地域での受け皿、すなわち居住する場所がなければなりません。社会福祉法人などの協力を得ながらグループホームやケアホームの充実を図ります。

また、住む場所だけではなく、地域での生活を支える居宅介護などの訪問系サービスや就労継続支援などの日中活動系サービスと同時に、地域住民への啓発や理解を進めていく必要があります。

これまでの障がい福祉サービスの提供体制を維持するとともに、社会福祉法人などの協力を得ながらサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

北海道における平成22年度の障がい者の就職率は41.0%で、全国平均の39.9%と同水準であることから、北海道では、引き続きこの水準を維持することを目標とするとともに、福祉施設の利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用すること、就労継続支援事業所の利用者の3割が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指しています。

本市としても、障がい者の職業訓練の場としての公共施設などにおける

雇用の推進、就労移行支援事業などの活用、空知しょうがい者就業・生活支援センターひびきやハローワークとの連携強化により、一般就労への移行促進および企業での雇用の場の拡充に努めます。

(4) 相談支援体制の強化

地域における障がい者の自立した生活を支えていく上で、障がい福祉サービスの提供基盤の確保は重要ですが、それらを有効に利用するためには相談支援体制の充実が不可欠です。

また、平成24年度から始まる計画相談支援および地域相談支援に対応するための体制づくりも必要となります。

このため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を設置し、より専門的な相談支援体制を構築します。

また、様々な分野の関係者により構成される既存の「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」を障害者自立支援法に基づく自立支援協議会と位置づけ、関係機関の連携強化と効果的な相談支援体制づくりを目指します。

(5) 障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立に伴い、障がい者に対する虐待の防止や早期発見、早期対応のための支援体制を構築します。

現在、本市では、高齢者や児童に対する虐待防止ネットワークが活動していますが、これらの既存ネットワークとの連携・統合を検討します。

(6) 障がい児支援の充実

児童福祉法の改正を踏まえて、障がい児支援の強化を図ります。具体的には、滝川市こども発達支援センターが中心となり、発達の遅れや障がいを持つ子どもへのサービス提供体制を整備し、これまで実施してきた児童デイサービス事業のほか、新たなサービスとして就学している障がい児に対する放課後等デイサービスや保育所などに通う障がい児に対する保育所等訪問支援の実施について検討します。

2. 数値目標の設定

障がい福祉サービス量の見込みに当たっては、目標設定に向けての基本方針に従い、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。本市における障がい者の状況やニーズに基づきサービス種別やサービス量を見込んでいますが、一部推計も含めて第3期の数値目標を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者、あるいは養護学校卒業者や新たに手帳の交付を受ける方、さらには第2期障がい福祉計画の実績なども考慮した上での数値目標とします。

(1) 施設入所者について

平成17年10月時点で施設に入所している本市の障がい者は102人です。施設入所者の地域移行の実績については、平成23年10月末日現在で32人となっています。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所者の地域移行実績(人)	6	2	5	2	11	6

注) 平成18年度は平成17年10月1日～平成19年3月31日まで、平成23年度は10月末日時点

施設入所者数については、平成18年度以降増減を繰り返していますが、平成23年度は平成17年度対比で23人減少し、79人となっています。

		17年10月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所者数の増減	入所者数(人)	102	98	102	98	99	93	79
	増減数(人)	—	▲4	4	▲4	1	▲6	▲14

第3期計画では、北海道の目標に準じて、平成26年度末時点の施設入所者数について、平成17年10月時点の入所者数の18%減の83人とすることを数値目標とします。

また、地域生活への移行者については、平成26年度末までに、平成17年10月時点の入所者数の4割に当たる40人を数値目標とします。

(2) 入院中の精神障がい者について

本市では、平成19年度以降、4人の精神障がい者が退院し、グループホームやケアホームに移行しています。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
退院により地域生活に移行した精神障がい者数(人)	0	1	0	0	2	1

平成23年度に北海道が実施した在院患者調査によると、本市における在院1年以上の精神障がい者は273人となっています。

道内全体の入院患者数から北海道が積算した退院可能者率11.9%に基づき算定した、本市において受入条件が整えば退院可能な精神障がい者数は32人となります。

このうち、実際に退院に結びつく精神障がい者を4割と推定し、平成26年度末の数値目標として13人が退院できるような体制づくりに努めるとともに、引き続き民間事業者の協力を得ながら、グループホーム・ケアホームなどの居住の場や就労継続支援など日中活動の場を整備します。

(3) 指定障がい福祉サービスについて

平成23年度から新たに始まった同行援護を加えるとともに、これまで在宅でサービスを利用してきた方、入所施設から退所して地域への移行準備を進めている方、養護学校を卒業したり、転入や退院により新たにサービスを必要とする方など、障がい者のニーズや実態を分析し、必要なサービス量を見込むものとします。

具体的には、平成26年度末までに施設入所者17人が地域に移行することを前提に、第2期障がい福祉計画における実績を踏まえるとともに、養護学校卒業生や転入などによる新たなサービス利用、潜在的なニーズなどを想定して、次のような考え方にに基づき数値目標を設定します。

① 訪問系サービス

主に自宅やケアホームなどに居住する障がい者が、居宅介護、行動援護などの訪問系サービスの利用者となります。

ア 居宅介護

平成23年度までの利用実績などを勘案し、平成24年度から平成26年度までの新規利用者を6人と見込み、平成26年度時点の利用者を42人とします。

また、利用時間についても、現在のサービス利用時間に新規利用者の

利用見込時間数を加えるなどにより、平成26年度時点で520時間程度と見込みます。

イ 重度訪問介護

平成23年度まで利用実績はありませんが、平成24年度に1人の利用を見込み、利用時間数を20時間とします。

ウ 同行援護

制度改正に伴い、平成23年10月1日から新たなサービスとして開始され、平成23年度は1人が利用しています。今後PRなどにより利用増が見込まれますが、視覚障害者に限定されるため、平成24年度および平成25年度に各1人の2人を見込み、平成26年度時点の利用者数を3人、利用時間数を40時間とします。

エ 行動援護

現在の利用実績から、新規利用者を平成24年度に2人、平成26年度に3人と見込み、平成26年度時点の利用者数を10人、利用時間数を110時間とします。

オ 重度障害者等包括支援

平成23年度まで利用実績はありませんが、平成24年度に新規利用者1人を見込み、利用時間数を30時間とします。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用者数については、それぞれ次のとおり見込みます。また、平均利用日数については、生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援は月22日、短期入所は月10日と見込みます。

なお、児童デイサービスについては、法律改正に伴い児童福祉法に移行するため本計画の数値目標から除かれます。

ア 生活介護

平成23年度までの利用実績に基づき、平成24年度から平成26年度までに26人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を120人とします。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

支給期間に制限があるため大幅な増加を見込めないことから、平成26年度時点の利用者について、機能訓練を2人、生活訓練を8人と見込みます。

ウ 宿泊型自立訓練

平成23年度から1人が利用を開始しましたが、過去の利用実績からも新規の利用者が見込めないと思われることから、平成26年度時点での利用を1人と見込みます。

エ 就労移行支援

自立訓練と同様に、支給期間に制限があり大幅な増加を見込めないため、平成24年度から平成26年度までに6人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を15人とします。

オ 就労継続支援（A型）

就労移行に向けた新規利用者の増を目指すこととし、平成26年度時点の利用者を5人と見込みます。

カ 就労継続支援（B型）

平成24年4月1日までに4つの通所施設の39人が新体系に移行することによりすべての旧体系施設の通所者の移行が完了することと、利用実績から各年度の新規利用者を5人と予測し、平成26年度時点の利用者を140人と見込みます。

キ 療養介護

平成23年度から利用を開始した1人に加えて、日中活動サービスを提供している重症心身障害者施設について、制度改正に伴い実施機関が北海道から滝川市に移行するため、平成24年度に10人の利用増を見込みます。

ク 短期入所

利用実績を踏まえて平成24年度で1人、平成26年度で2人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を10人とします。

③ 居住系サービス

平成24年4月1日までに7つの入所施設が新体系に移行することに伴い、6人が施設入所、1人がケアホームに移行し、旧体系施設の入居者はすべて移行が完了します。

ア 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

新規の利用者や入院中の精神障がい者の地域への移行、民間事業者によるグループホーム・ケアホームの増設計画などを勘案し、平成24年度に2人、平成25年度に7人、平成26年度に3人の入居を見込み、平成26年度時点の利用者を80人とします。

イ 施設入所支援

新規の利用者による増と地域生活への移行に伴う減を考慮し、平成26年度時点の利用者を83人と見込みます。

（4）指定計画相談支援・指定地域相談支援について

これまで重度障がい者などに限定されていたサービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大、補助事業として実施してきた地域移行支援や地域定

着支援の個別給付化に伴い、それぞれ次のような考え方にに基づき数値目標を設定します。

① 計画相談支援

平成24年度から平成26年度までの3年間ですべての障がい福祉サービスの利用者と地域相談支援の利用者がサービス等利用計画を作成することと想定し、平成26年度時点の利用者を42人と見込みます。

② 地域相談支援

ア 地域移行支援

退院などにより地域への移行が可能な精神障がい者や施設入所者を勘案し、平成26年度時点の利用者を16人と見込みます。

イ 地域定着支援

地域生活への移行が可能な障がい者を勘案し、平成26年度時点の利用者を6人と見込みます。

(5) 一般就労移行について

本市において、福祉施設を退所し、一般就労した障がい者は、第1期計画期間中が6人、第2期計画期間中が3人となっています。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般就労移行実績(人)	2	2	3	1	0	1	2

本市としては、北海道の方向性である平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを勘案するとともに、これまでの実績および地域の現状を踏まえながら、第3期計画においては、平成26年度時点で5人の障がい者が一般就労へ移行することを数値目標とします。

(6) 地域生活支援事業について

① 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

現在市の窓口で実施している相談支援を今後も推進するとともに、平成24年度から総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを設置し、民間事業者への委託を検討します。

また、新たに始まる計画相談支援や地域相談支援について、民間の相談支援事業者と協力体制を構築します。

イ 自立支援協議会

平成21年度に設置した「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」を本市の自立支援協議会と位置づけ、協議会の運営を基幹相談支援センターに委託することを検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において知的障がい者または精神障がい者の利用者数を勘案し、平成24年度と平成26年度にそれぞれ1人の利用を想定して、平成26年度時点の利用者を2人と見込みます。

③ コミュニケーション支援事業

これまでも実施している聴覚障がい者への手話奉仕員の派遣を継続します。実利用者数については、利用実績を踏まえて各年度の利用者を5人と見込みます。

④ 日常生活用具給付等事業

平成23年度までの給付実績に基づき、種別ごとの給付件数を見込みます。

⑤ 移動支援事業

平成23年度までの実績を基に、今後グループホームやケアホームへの移行に伴う新規利用者の増と同行援護の利用による減少分を勘案し、平成26年度時点の利用者数を20人、延べ利用時間数を780時間と見込みます。

⑥ 地域活動支援センター事業

自市町村所在分として滝川市身体障害者福祉センター（基礎的事業）、他市町村所在分として砂川市の地域活動支援センターぽぽろ（基礎的事業・機能強化事業）の2つの事業者に委託します。平成26年度時点の利用者数については、各事業所の利用実績などを勘案し、滝川市身体障害者福祉センターを43人、地域活動支援センターぽぽろを22人と見込みます。

⑦ その他の事業

ア 訪問入浴サービス事業

平成22年度と平成23年度にそれぞれ1人ずつ利用を開始していますが、利用実績からも新規の利用者が見込めないため、平成26年度時点での利用見込者数を2人とします。

イ 日中一時支援事業

現在滝川市内と近隣市町の8箇所の事業所を利用しています。利用実

續および障がい児の放課後等デイサービス事業の開始による減少分を勘案し、新規利用者を平成24年度及び平成25年度に2人、平成26年度に1人と見込み、平成26年度時点での利用見込者数を25人とします。

ウ 社会参加促進事業

声の広報発行事業については各年度の利用者を25人、自動車運転免許取得・改造助成事業については各年度の利用件数を2件とし、ニーズがあった場合に対応することを前提に見込量を算定します。

手話奉仕員養成研修事業については、手話奉仕員に係る研修受講者を各年度12人と見込みます。

V サービスの見込量

1. 指定障がい福祉サービスのサービス見込量

◆訪問系サービス

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)
居宅介護	38	440	40	480	42	520
重度訪問介護	1	20	1	20	1	20
同行援護	2	30	2	30	3	40
行動援護	7	80	8	90	10	110
重度障害者等包括支援	1	30	1	30	1	30

◆日中活動系サービス

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(人)	(日)	(人)	(日)	(人)	(日)
生活介護	113	2,486	115	2,530	120	2,640
自立訓練（機能訓練）	1	22	2	44	2	44
自立訓練（生活訓練）	6	132	6	132	8	176
宿泊型自立訓練	1	—	1	—	1	—
就労移行支援	10	220	12	264	15	330
就労継続支援（A型）	3	66	5	110	5	110
就労継続支援（B型）	125	2,750	130	2,860	140	3,080
療養介護	10	—	10	—	10	—
短期入所	8	80	8	80	10	100

◆居住系サービス

サービス体系	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(人)	(人)	(人)
共同生活援助	70	77	80
共同生活介護			
施設入所支援	80	82	83

2. 計画相談支援・地域相談支援の見込量

サービス体系	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(人)	(人)	(人)
計画相談支援	38	40	42
地域相談支援	22	22	22
地域移行支援	16	16	16
地域定着支援	6	6	6

3. 地域生活支援事業のサービス見込量等

◇相談支援事業

区 分	平成 24年度 (実施箇所数)	平成 25年度 (実施箇所数)	平成 26年度 (実施箇所数)
障害者相談支援事業	4	4	4
基幹相談支援センター	1	1	1
相談支援事業所	3	3	3
自立支援協議会	1	1	1

◇成年後見制度利用支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数 (人)	1	1	2

◇コミュニケーション支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数 (人)	5	5	5

◇日常生活用具給付等事業

種 別	平成 24年度 (給付費等見込件数)	平成 25年度 (給付費等見込件数)	平成 26年度 (給付費等見込件数)
介護・訓練支援用具	8	10	10
自立生活支援用具	30	35	40
在宅療養等支援用具	8	8	10
情報・意思疎通支援用具	10	10	12
排泄管理支援用具	1,000	1,020	1,050
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	3	3

◇移動支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	18	20	20
利用見込時間数（時間）	750	770	780

◇地域活動支援センター事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施事業所数（箇所）	2	2	2
利用見込者数（人）	62	63	65

◇訪問入浴サービス事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	2	2	2

◇日中一時支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	22	24	25

◇社会参加促進事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
声の広報発行事業（人）	25	25	25
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業（人）	12	12	12

VI サービス見込量の確保

1. サービス提供体制の充実

◇居住系サービス

社会福祉法人などによるグループホームやケアホームの設置を誘導し、地域における居住の場の充実を図ることにより、福祉施設入所や長期入院から地域生活への移行を推進します。

また、各種行事などにおいて地域住民に対する啓発活動を実施し、地域における障がい者の理解の促進に努めます。

施設入所支援については、グループホームやケアホームなどでの対応が困難で施設入所が真に必要と判断される者を原則としますが、施設入所支援を利用できる区分を満たしている利用者については、本人の意向や状況を十分確認するとともに、必要に応じて自立支援協議会を活用するなどにより支給決定を行います。

◇訪問・日中活動系サービス

すでにサービス提供を実施している事業所に対する内容拡充の働きかけ、新たな事業者との契約、相談者に対するサービス取扱事業所やサービス内容の案内などに努めます。

また、利用者の利便性を向上させる新たなサービスの導入についても検討します。

2. 相談支援

現在の福祉課窓口における相談支援体制について引き続き充実を図るとともに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を設置して、民間の相談支援事業所に委託することにより専門的な相談支援体制を構築します。

また、サービス等利用計画の作成や調整を行う指定計画相談支援事業者について、民間事業者の指定を推進します。

自立支援協議会の活性化を図り、関係機関相互のネットワークの強化と効果的な相談支援体制づくりを目指します。国の指針における「虐待防止に対する取組みの強化」、北海道の指針における「ライフサイクルを通じた連携した支援」「医療を必要とする在宅障がい児（者）への支援」を踏まえ、自立支援協議会において各関係機関と連携し、解決に向けた協議を進めます。

障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策との連携した取り組み（共生型事業）について、ニーズや社会資源などの情報共有に努めます。

3. 就労支援

自立支援協議会の構成員として労働関係機関の参加を得ながら、就労移行支援事業の強化と様々な分野における企業などとの連携・協働に取り組みます。本市の内部組織で構成する障がい者就労支援チーム（福祉課・総務課・商工労働課）による市の公共施設などを障がい者の職業訓練の場とする社会復帰の推進、障がい者の雇用拡大に向けた取組み、法定雇用率が未達成の企業への啓発活動、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度などの利用促進、国や北海道の機関などへの障がい者雇用の働きかけなど、障がい者の就労支援に努めます。

また、北海道の指針を踏まえ、特定随意契約制度などを活用した授産事業所などへの発注の促進、地域の特性に応じた工賃向上策の検討について民間事業者と行政の情報の共有を図ります。

4. 圏域ビジョン

北海道の指針を踏まえ、中空知圏域の目指す姿について空知保健福祉事務所と市町村、地域の関係者が連携して策定する「圏域ビジョン」に基づき、障がい福祉計画の円滑な推進を図ります。

Ⅶ 計画の推進と評価および見直し

現在国では、平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の実施を予定していることから、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、平成26年度において、平成25年度までの計画の推進状況などについての評価を行い、必要な部分について見直しを行うとともに、それらを踏まえた上で、平成27年度から平成29年度までの第4期の計画を策定します。

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、各年度で当初見込量を上回っています。重度訪問介護については、利用実績はありません。

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設などで空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障がい程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護および行動援護については、利用者数はほぼ計画どおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行するなど、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることとなります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

第1期および第2期滝川市障がい福祉計画におけるサービス実績

1. 指定障がい福祉サービスのサービス実績

(平成18～22年度は各年度の3月実績、平成23年度は3月の見込量)

◆訪問系サービス

サービス体系	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)
居宅介護	31	454.5	25	399	25	463	27	455	32	388	36	420
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	1	40	2	34	4	87	5	43	5	60
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◆日中活動系サービス

サービス体系	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	(人)	(回)	(人)	(回)								
生活介護	6	73	8	95	20	331	37	655	76	1,574	99	2,080
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	1	19	1	23	1	23	1	23
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	4	89	7	140	6	109	4	92
就労移行支援	3	61	2	32	7	144	5	110	10	200	9	200
就労継続支援 (A型)	0	0	2	42	2	42	3	64	2	46	2	46
就労継続支援 (B型)	1	6	4	64	10	160	44	689	67	1,253	82	1,560
療養介護	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	1	—
児童デイサービス	75	193	83	174	72	157	73	163	75	162	71	165
短期入所	11	71	6	75	6	54	6	28	7	58	7	90

◆居住系サービス

サービス体系		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新体系	共同生活援助(人)	16	24	32	43	53	68
	共同生活介護(人)						
	施設入所支援(人)	4	5	24	45	63	72
旧法施設支援(人)		93	93	74	54	30	7

2. 地域生活支援事業のサービス実績

◇相談支援事業（実施箇所数）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	—	0	0	1	1	1
相談支援機能強化事業	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	—	—	—

◇コミュニケーション支援事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	3	4	5	3	3	5

◇日常生活用具給付等事業（給付費等件数）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	3	0	7	4	7	3
自立生活支援用具	10	2	7	10	29	19
在宅療養等支援用具	6	11	7	11	3	3
情報・意思疎通支援用具	9	8	7	5	10	5
排泄管理支援用具	122	762	850	970	968	1,000
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	1	1	1	5	1

◇移動支援事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	11	11	9	13	17	14
利用時間数（時間）	341	538.5	602	555	713	720

◇地域活動支援センター事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施事業所数（箇所）	2	2	2	2	2	2
利用者数（人）	47	64	70	57	51	61

◇訪問入浴サービス事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	—	—	—	—	1	2

◇身体障害者自立支援事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	—	—
利用件数（件）	6	6	6	6	—	—

◇更生訓練費給付事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	27	27	35	30	26	19

◇日中一時支援事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	8	15	14	13	22	22

◇社会参加促進事業

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
声の広報発行事業（人）	28	28	22	22	22	21
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	2	2	1	1	3	1
手話奉仕員養成研修事業（人）	—	—	—	11	11	11

▼サービス利用計画作成者

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数（人）	—	—	—	9	12	10

滝川市地域自立支援ネットワーク会議・第3期障がい福祉計画
策定メンバーからの意見・要望等

1 居住系サービス

(1) グループホーム・ケアホーム

- ・タウンミーティングなど市民に対する広報活動、意見要望の集約をもっと積極的に行う必要がある。福祉に対する意識や関心を深める取り組みがもっと必要。
- ・地域での生活（GHやCH）がもっと進むように、体験GH・体験CHが活用できるようにしてほしい。当事者が体験できるチャンスが少ない。
- ・GHやCHから一人暮らしに移行できるように、居宅支援の充実、市が援助する福祉ホームの設立など多様な暮らしを準備してほしい。これから高齢化していくGH・CH利用者が地域で支えられていく社会にならないし、若い世代がGH・CHを利用する機会も減ってしまう。
- ・主に精神障がいの方が入所するGHが少ないので今後増やしていく必要がある。制度的には三障がい一元化となっているが、現状としてはそれぞれの障がい別のGHが必要。また、制度に捉われることなく、障がいのある人が安心して暮らせる居住が確保できるような仕組みがあってもよい。

(2) 施設入所

- ・入所施設から地域生活（GHやCH）へ移行するニーズを尊重しながらも、入所支援が必要なケースもあることから、入所支援はなくさないでほしい。特に高齢化する利用者の受け皿としても必要と考える。
- ・知的障がい者が高齢になったとき、介護保険の老人施設への受入れは困難な場合が多いため施設入所支援も必要。

2 日中活動系サービス

- ・市内で使える事業所を増やしてほしい（選択できることが重要）。
- ・自立訓練事業所や就労継続支援A型事業所がない。市も事業所の登録や申請があった場合はよろしくお願ひしたい。
- ・生活介護については、養護学校卒業と同時に通所開始が多く、年々増加している。
- ・市内にも就労継続支援A型の事業所があってもよいが、それに見合う仕事がないのが現状と思われる。

- ・就労移行支援後に就労に結びつかず、就労継続支援B型に移行するため利用者が年々増加している。
- ・精神障がいのある方が滝川市で自分に使える社会資源としてどのようなものがあるのか知らない人も多い。もっと周囲の協力を得ながら広報活動が必要。

3 訪問系サービス

- ・滝川市社会福祉協議会で訪問系サービスを実施しており助けているが、知的障がいのある方に対し、さらに専門性の高い支援体制を希望する。
- ・知的障がい専門のサービス事業所が必要。地域で支える体制ができるとGH・CHから居宅で支援を受ける方が増え、GHの利用も増えると思う。ぜひ居宅支援を使いやすいようにしてほしい。
- ・使いやすいサービスにするためにも、もっと宣伝活動を行うことや利用ニーズの掘り起こしが必要。
- ・GHからアパート等への転居者の支援、通院介護（主にGH・CHの入居者、施設通所者）など、居宅介護についてはサービスを開始すれば確実に利用が増えると思われる。
- ・短期入所、重度訪問介護・重度包括支援について、潜在的ニーズは増加傾向にある。
- ・短期入所については、市内にないので近隣の市町村にショートステイするケースが多い。児童も成人にもニーズがあるが、近くにないから送迎ができない、利用したいが満員で順番待ちになっているなど、本来の使い方ができていない現状がある。市内に短期入所ができる事業所が必要。

4 地域活動支援事業

(1) 相談支援事業

- ・専門性の高い相談支援が必要。支援計画を一人一人立てるためのマネジメントができる事業所に市が責任を持って委託するべき。
- ・自立支援協議会を市として責任を持って予算を付けた上で立ち上げて機能させる。
- ・新法の施行によって相談支援対象者が障がい者全員になるので、かなりのニーズ増が予想される。
- ・当事者に対する相談支援も重要だが、特に精神障がいの場合は家族に対する相談支援も必要と思われる。

(2) 成年後見制度事業

- ・もっと広報活動を広めて利用しやすくする必要がある。

(3) 移動支援事業

- ・市内に事業所があるべき。
- ・通所や通学、通勤にも使えるような独自の移動支援を考えてほしい。
- ・学童の放課後支援が充実することを希望する。
- ・余暇活動の拡充のため増加傾向にある。

(4) 日中一時支援事業

- ・現在、市内には日中一時支援のサービスがなく、新十津川町や砂川市など他市町村でサービスを受けているのが現状。そのため、どこの事業所も満員状態で新規の受け入れが難しくなっており、サービスを受けたくても受けられない方がたくさんいる。そういったサービスを受けられない方たちに、家族で抱え込むのではなく、学校が休みの間に外出する機会を増やすためにも、ぜひ市内で日中一時支援事業のサービスを受けられるよう、市が中心となって進めてほしい。
- ・養護学校の在校生が進路を決めるための実習や施設の支援時間終了後の利用が増加している。

(5) その他

- ・精神疾患は今年に入り五大疾病に追加され、また、五大疾病の中でも一番患者数が多いことから、今後ますます精神疾患に対するサポートは重要になってくると思われる。精神疾患は早期発見・早期治療が望まれ、そのためには小・中・高のいずれかの中で、保護者に向けての学習会などがあるとよい。

5 その他

- ・各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業について、障がい者へのPRが不足している。すべての障がい者が自身に合ったサービスを利用できるよう、障がいの種別ごとに個々にお知らせするなど、周知方法の工夫を検討する必要がある。

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	岡田 俊之	
2	滝川市医師会	篠島 弘	委員長
3	滝川市歯科医会	宮腰 仙造	
4	國學院大學北海道短期大学部	足立 心一	
5	滝川市立病院	佐々木 衿子	
6	滝川市社会福祉協議会	丹羽 修身	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	津野 祐子	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	岸部 三和子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	岩田 兼一	
10	滝川市老人クラブ連合会	黒井 巖	
11	滝川障害者団体連絡協議会	佐京 信二	
12	滝川市ヘルスコンダクターの会	中村 京子	
13	滝川市男女共同参画推進協議会	片岡 喜恵子	
14	滝川青年会議所	中嶋 隆	

滝川市地域自立支援ネットワーク会議

第3期障がい福祉計画策定メンバー

(敬称略)

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	滝川市身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川市心身障害児者を持つ親の会	富 井 令 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	新 井 峰 子	
5	滝川ほほえみ工房	北 原 恵美子	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	滝川市社会福祉協議会	長谷川 稔	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	尾 崎 光 男	
9	滝川市地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

○滝川市保健医療福祉推進市民会議及び滝川市地域自立支援ネットワーク会議の開催経過

平成23年 6月15日 第1回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、第3期障がい福祉計画の策定について諮問
- ・第2期障がい福祉計画の実績概要について説明

平成23年 8月25日 第1回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・第3期障がい福祉計画の概要、平成22年度障害福祉サービスの利用状況、障害者自立支援法改正に伴う同行等について説明

平成23年11月10日 第2回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・平成22年度障害福祉サービスの利用状況、平成24～26年度までの各サービスの計画数値等について説明

平成23年11月16日 第2回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・滝川市地域自立支援ネットワーク会議の進捗状況について中間報告

平成24年 1月18日 第3回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・第3期滝川市障がい福祉計画（素案）について説明・協議

平成24年 1月30日 第3回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・第3期滝川市障がい福祉計画（案）について説明・協議、計画を市長に答申

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- (4) 健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

(委員の職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

- 2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

- 2 市民会議の議長は、委員長が行う。

(専門部会)

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

滝川保健所

國學院大學北海道短期大学部

滝川市立病院

滝川市医師会

滝川市歯科医会

滝川市民生委員児童委員連合協議会

滝川市社会福祉協議会

滝川市社会福祉事業団

滝川市町内会連合会連絡協議会

滝川市ヘルスコンダクターの会

滝川市男女共同参画推進協議会

滝川青年会議所

滝川障害者団体連絡協議会

滝川市老人クラブ連合会

○滝川市地域自立支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定に基づき、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目的として、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、滝川市地域自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び相互連携に関すること。
- (2) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に対する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 滝川市障がい者計画及び滝川市障がい福祉計画の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク会議の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる者及び団体のうちから市長が相当と認める者をもって構成する。

- (1) 障がい者関係団体
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 行政機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 雇用関係機関
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれ

を定める。

- 2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が召集し、その議長には、会長が当たる。

- 2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 ネットワーク会議に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 部会の組織、委員等は、ネットワーク会議で定める。

(秘密を守る義務)

第7条 ネットワーク会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、滝川市保健福祉部福祉課において行う。

(施行細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。



発行 : 滝川市保健福祉部福祉課
住所 : 〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号
☎0125-28-8022
E-Mail hukusi@city.takikawa.hokkaido.jp
発行年月 : 2012年3月